

平成22年（2010年）9月13日

事業者の皆様へ

総務部契約検査室長

入札・契約手続の事務改善について（清掃・警備業務委託）

1. 労務の提供型委託契約における最低制限価格の事後公表の試行について

（1）趣旨

入札・契約制度の透明性の向上、予定価格等を探ろうとする不正な行為の未然防止、不正な入札の抑止力及び適正履行の確保を図るため、清掃・警備業務委託（機械警備を除く）については、平成16年2月より予定価格及び最低制限価格の事前公表を実施してまいりました。

しかしながら、近年の経済不況等から受注競争の激化により、最低制限価格での応札が相次ぎ、くじによって落札者が決定する案件が増加傾向にあることに加え、適切な積算を行わずに入札を行う業者を排除し、健全な業者を育成するため、平成22年10月1日以降に入札・契約手続を開始する案件から最低制限価格の事後公表を試行致します。

（2）目的

適正な競争性の確保

適切な積算を行わず、最低制限価格にて入札を行う事業者や採算性を考慮せず入札に参加する事業者の排除、適正な競争性の確保を図るため。

（3）対象案件

清掃・警備業務委託（機械警備を除く）

（4）試行実施時期

平成22年10月1日以降に入札・契約手続を実施する清掃・警備業務委託（機械警備を除く）から適用